平成19年9月橋本市議会定例会会議録(第4号)の5 平成19年9月12日(水)

〇議長(中上良隆君)順番18、4番 松浦君。 〔4番(松浦健次君)登壇〕

〇4番(松浦健次君) お忙しい中、傍聴の皆 さん、ご苦労さまでございます。よろしくお 願いします。

私は、約3億9,500万円の勤勉手当にメスを 入れるべきであるという観点から質問をいた します。そもそも地方政治の運営というもの は、そう難しいものではない。国家の運営であれば、外交や国の安全保障、多面的な政面的な対解しており、大変な事業と言えるでありました。 が共しており、大変な事業と言えるでありました。 しかし、予算単なものであります。 は、おり、という簡単なものであります。 かに世の中にはさまな価値観があり、 が無数に存在します。しかし、大方の人がなるにとと納得できることをやれば事が足りるのではないでしょうか。

では、橋本市政において大方の人が一応なるほどと納得できそうな基準はいかなるものか。私は、なれ合い政治でないかどうか、事なかれ主義ではないかどうか、場当たり先送り政治ではないかどうかという基準に照らせば、一応なるほどと納得できる線に近づけると考えますが、いかがでしょうか。本市の勤勉手当の実態は、なるほどと納得するにはほど遠いものと考えるので、市民の代弁者としての職責を全うするために一般質問で取り上げた次第であります。

職員には勤勉手当と称して、年間約3億 9,500万円が期末手当と同時に2回に分けて 支給されています。勤勉手当の額は、月平均 すると基本給の約13%にも達します。市職員 がその職務に関して勤勉であるのは当然であります。このような当たり前のことに対して勤勉手当を支給することは、市民に対する背信行為であると考えます。私は、職員間の実質的な公平・実績に対する正当な評価という観点から、勤勉手当の活用も意義があると考えます。しかし、職員全員を対象として、勤務成績とは無関係に勤勉手当を支給することは、正当な根拠を欠く違法な支出ではないでしょうか。

一例として、半年間で半分休んだ職員、3 分2休んだ職員にもそれ相応に勤勉手当を支 給しております。私は早急に改善すべきであ ると考えるが、市民は市長に対してかかる市 政の運営を負託したのでありましょうか。市 長のご答弁をお願いします。

○議長(中上良隆君) 4番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

[企画部長(吉田長司君)登壇]

○企画部長(吉田長司君)職員の勤勉手当に ついてのご質問にお答え申し上げます。

勤勉手当の支給根拠につきましては、地方 自治法第204条第2項において、その名称が規 定されており、同条及び同条第3項において、 条例で定めることを前提として、その支給が 可能とされているところであります。本市で は勤勉手当に関し、橋本市職員の給与に関す る条例第20条及び橋本市職員の給与支給に関 する規則第2条の2から第2条の6までにお いて規定しているところであります。

最初に、勤勉手当の支給時期及び支給月数 についてご説明申し上げます。議員ご指摘の とおり、勤勉手当は6月と12月の年2回、期 末手当の支給と同時に支給しており、現在そ の支給月数は、6月に支給する場合、期末手 当1.4カ月分、勤勉手当0.725カ月分で、12月 に支給する場合、期末手当1.6カ月分、勤勉手 当0.725カ月分で、年間支給月数は期末手当 3.0カ月分、勤勉手当1.45カ月分の合計4.45 カ月分となっております。また、平成18年度 普通会計ベースでの勤勉手当支給額は約3億 6,100万円で、一般職員給料支給額約25億 9,600万円に対し13.9%となっております。

次に、勤勉手当の基礎額及びその算定方法 についてご説明申し上げます。勤勉手当の基 礎額とは、基準日すなわち6月1日及び12月 1日現在において、職員が受けるべき給料の 月額と地域手当の月額の合計額に職務の級に 応じた加算額を加えた額であり、算定方法は 当該基礎額に基準日以降6カ月以内の期間に おける職員の勤務期間の区分に応じ、ゼロか ら100分の100までの期間率を乗じて得た額に、 勤務成績に応じ任命権者が100分の140の範囲 内で定める成績率を乗ずることとなっており ます。なお、本市では現在、標準の成績率を 100分の72.5とし、基準日以降6カ月以内に地 方公務員法の規定による懲戒処分を受けた職 員の成績率を停職処分100分の35、減給処分 100分の45、戒告処分100分の55として運用し ております。

最後に、勤勉手当が違法な支出ではないかとのおただしについてでありますが、当該手当は一般職の職員の給与に関する法律その他人事院規則の規定に基づき国家公務員にも支給される手当であり、本市を含む全国の地方公共団体においても地方自治法及び各団体の条例等、規定に基づき支給されているところであり、法的根拠も明確であることから違法性はないものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(中上良隆君) 4番 松浦君、再質問 ありますか。 4番 松浦君。

○4番(松浦健次君) みんな一緒になってしまったらわかりにくいので、私としては立法 論、手続き論、解釈論、こういう分野に一応 分けて質問させていただきます。

まず立法論として、勤勉手当は勤務成績ではなくて出席、出勤日数に応じて支払うと。 そこで別表を見れば、例えば4月以上4月15日未満、そしたら正規の満額の70%の勤勉手当を支払われると。また1月以上1月15日未満、こういう半年の間に45日ぐらいしか仕事をしたない人でも勤勉手当という名目で15%、こういういろんな段階があるんですがあるがあるがあるがあるがある。ますけども、手当は扶養手当、の中に勤勉手当とありますけども、です。勤勉な方のという限定がついるんです。勤勉な方のという限定がです。そうなっているにもかったです。単に出勤しただけで勤勉手当を与えるということ自体、この別表自体の存在に疑問を感じますが、その点いかがですか。

〇議長(中上良隆君)企画部長。

〇企画部長(吉田長司君)別表と申されます のは、多分、橋本市職員の給与支給に関する 規則の中の別表ということで、別表そのもの は期間率を定めたものというふうに解釈して よろしいでしょうか。それにつきましては、 6カ月を限度として15日単位で14段階の期間 率ということで、出席、いわゆる病休とか有 給休暇を除きます欠席についての部分で、そ れを期間率ということで勤勉手当の中にどん だけ出席したかという要素も入れまして、期 間率というものを加味した形で期間率という のを定めてございます。ということで、それ につきましては、条例の中に期間率と成績率 を加味して勤勉手当の構成をするということ で決めてございますので、それを具現化した のがその規則でございます。

〇議長(中上良隆君) 4番 松浦君。

○4番(松浦健次君) ちょっとおかしいと思 いますけどね。今のお話でしたら成績の内容 として期間率、出勤率をそういうふうに決め ていると。出てくるか出てこないか、普通出 勤して基本給をもらうんだと。出勤して当た り前と私は思うんですけどね。それに勤勉手 当と。私は勤勉手当自体の存在を否定するも のではないんです。頑張ってくれている人に は当然勤勉手当で報いて、先ほどにも述べま したように、実質的な公平あるいは職員のや る気、こういうことを喚起するために勤勉手 当の存在の意義は認めます。しかし、出てく れば勤勉手当がもらえるんだと。またいろん な話を職員の方からも聞きますけど、そこに 座っておられる部長すべてとは言いませんけ ども、何人かからこういう話をしたら、松浦 議員、あんたの言うことはもっともだ、一生 懸命頑張っている職員は頑張ってない人と同 じように勤勉手当、これだけしかもらえない のは不満だ、結構こういう不満も聞くことは 少なくない。私が伺った部長、皆そうおっし やっているんですよ。これで立法論としてこ の別表はおかしい。市民が納得できるものと お考えですか。

〇議長(中上良隆君)企画部長。

○企画部長(吉田長司君) 先ほども答弁させていただきましたように、勤勉手当の構成要素に欠席というんですか、休まれた要素したいうことで、すべて来ましたようにまれているということで、それよりは、そこからような形でございます。 それは掛け率を掛けまして1以下の数字を掛けていくというような形でございます。 はたがでいるというような形でございます。 はたなしに、期間率という形でそういうことであるということでございませるということでございませるということでございます。

以上でございます。

〇議長(中上良隆君) 4番 松浦君。

○4番(松浦健次君) 勤勉手当の構成要素と しては期間率と成績率と。成績率というのは 何ですか。

○議長(中上良隆君)答弁を求めます。
企画部長。

〇企画部長(吉田長司君)いわゆる勤務評価 というふうに考えてございます。

〇議長(中上良隆君) 4番 松浦君。

○4番(松浦健次君)勤務評価と。そうだとすれば、先ほどの72%、これはみんな一律にやっているんでしょう。評価してないわけでしょう。できる人もできない人も大勢いるんですけどね。いろんな段階の人がある、それを成績率で評価してない、私はこれを言ってるんですけどね。その点について全然制度として不備じゃないですか。今の答弁もなってないんじゃないですか。

〇議長(中上良隆君)企画部長。

○企画部長(吉田長司君)規則の中に、その成績率につきましては100分の140の範囲内で市長が定めるような形になってございまして、現在のところ、そのめり張りはついていないのが現状でございます。ただ処分を受けた者についてはそういう形で減額はしてございますけれども、現在の状況では平均値ということでめり張りはついていない状況でございます。

〇議長(中上良隆君) 4番 松浦君。

○4番(松浦健次君)成績率、成績を評価してめり張りをつけるのが市当局の仕事ではないんですか。それをそんなことしないでみんな一律にやっていると。それはなぜですか。

〇議長(中上良隆君)企画部長。

○企画部長(吉田長司君) この質問につきましては、さきの6月議会でも質問を受けて答弁させていただいたとおり、勤務評価につき

ましては、現在、職員の人材育成ということ で、この春から人材育成検討委員会を設けま して、その人事評価、それから人事評価だけ ではございませんけれども職員の研修も含め まして、それを取り組んでいるところでござ います。ということで、6月議会も申しまし たとおり、人事評価につきましては人間が人 間を評価していくということもございまして、 一定の客観的なルールづくりをしていかなけ ればいけない。それと観念的、主観的なもの だけで評価するということになりましたら、 その個人に対しての説明責任もございますの で、そういうことを決めていく中で訓練を加 えていく、試行していくという考え方という ことで言わせていただきましたけれども、現 在、そういう形でそういうものを構築しなが ら、この春からでも人事の面談シートという ようなものも設けまして、そういうものに取 り組んでいる状況でございます。

〇議長(中上良隆君) 4番 松浦君。

○4番(松浦健次君)何と生ぬるいと、こう いう感想です。国がこう言うから、国がいい と言っている、ほかの全部の自治体もやって いると。やってるんですけどね。やってるん ですけれども、国としてはもっとしっかりし てますよ。私は総務省に問い合わせましたと ころ、特に勤勉、勤勉、普通、それ以下、そ ういうふうな形で橋本市もやっているはずだ と、それ以外にみんな一律になんて、成績率、 そんなことは考えられないと、総務省の担当 者はそう言ってましたよ。私が思うのは、評 価すれば、それはいいように評価すればいい ですけども、できない、サボっている人をそ のように評価すれば自分が嫌われる、いい顔 してもらえない、楽するために皆さんを一律 にやった、そういうことじゃないですか。め り張りをつけて給与を支払う、民間ではどこ でもやっていることですよ。それを避けて、

私が先ほど言いました事なかれ主義、場当たり先送り、これを地でいってるんじゃないですか。

今、中西議員が言われたように、当たり前のことを当たり前とやるべきだと。何の評価もなしに何の不利益も受けないで、どんなことをしても刑法にひっかからない限り首にならないんだと。そうだとすれば、やりたい放題やってるのと違いますか。私はいろい間くんですけど、上司の言うことを部下が聞かない、それでもしょうがない、そんなことで知識として、活力ある組織として仕事をやって組織として、活力ある組織として仕事をやっていけるんですかね。役所の体質を改めるためにも、こういうことは即刻やめていただきたい。

人事考課、これは平成11年の橋本市行政改 革大綱、笑顔輝く創造都市をめざして、平成 11年3月です。ここにも同じようなことが書 いてあります。人事考課をしなきゃいかんと。 今から約10年前。ほんで今頃まだやってない。 こういう体質をなぜ改めようとしないんです かね。私は情けなくてしょうがない。ここに も、これは今年の橋本市報です。法令遵守の 徹底化と。法令遵守、法律を守るのは公務員 の当たり前の話ですけども、わざわざ書いて ある。市民に信頼される行政運営を確保する ため、法令遵守の徹底化を図ることはもとよ り、庁内コンプライアンス、これは法令遵守 をはじめとした市民に信頼される市政運営へ の取り組み体制の整備を行うと。ところが、 今の勤勉手当で期間率、成績率。期間率はこ うして決めていると、成績率はないんだと、 自分から決めた規則を自分で破っている。こ んなことで市民に信頼される市政ですかね。

市長、ご答弁願います。政治的な重大な決断の問題を私は伺っているんです。いかがですか。

○議長(中上良隆君)傍聴席、静かにお願い

します。

市長。

〇議長(中上良隆君)市長。

[市長(木下善之君)登壇]

〇市長(木下善之君)松浦議員の再質問にお 答えをいたしたいと思います。勤勉手当の問 題でありますけれども、確かにお説のことも よくわかります。私もかつては、参考であり ますけれども、勤めしておりまして、二十数 人の部下も持っておりました、課長しておる 当時に。これはボーナスで評価しました。そ ういうことを内部で決めましてね。ある団体 の職員でございましたけどね。それはなかな かボーナスですよ。多い人は予想の10万円以 上、上へ上げました、私。下げる人はその基 準から10万円もばさっと下げました。しかし、 なかなかそれは上げた人については意欲も倍 増するであろうし、しますけども、下げたこ とについては、また時間をかけて説得をし、 職務、職能の能力を発揮いただくような指導 もいたしましたけれども、なかなか難しい。 本当に難しい。生身を査定していくというこ との難しさはあるんですよ。私はしみじみ経 験しとるんです。それが下手をまくりますと、 ああ、顔だけ出しとったらええわと余計落ち るんですよ、能力、能率が。ものすごい難し い問題も私は酸いほど経験しとるんですが、 それはそれとしまして、やはりこの厳しい情 勢の中であるだけに、こうしたお金につきま しては、本当に市民が納得してもらえるよう な生きた使い方ということも切々とよくわか るわけであります。そうした中で、そういう 評価制度、これを今いろいろと試行しとるわ けでございまして、また採点のつけ方なんか も、これもいろいろ研さんせなあかんと思い ます。職員組合との関係もありますけれども、 それはそれで横へ置いておいて、やはり試行 して、それをできるだけ早期に実現していく

ことが望ましい、そうも考えておるわけでございます。

さて、いつから実施するのかということについては、まだそこまでの視野に至ってないのでお許しをいただきたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(中上良隆君) 4番 松浦君。
- **○4番(松浦健次君)** はい、ありがとうございました。

これは市長の市長選挙のときの公約です。 これには「住んでよかった橋本まちづくり」、 「みんなが住みたくなる橋本まちづくり」、こ こがポイントですよ。「市民に信頼される市政 の実現」、「民間経営思想の導入」、普通、民間 の経営思想、社長は、今、市長が言われたよ うな気楽なことを言いますかね。私は違法給 与、ワタリをたたきつぶしたときにも市の幹 部と話をいろいろやりました。そしたら、私 は仕事をする人もしない人も同じように一緒 に入れば課長まで同じ給料もらう、それでは しんどい思いしてまで頑張る必要ない。楽し て給料を同じようにもらう、それだったらそ っちのほうを選ぶという人も人情として出て こないとも限らない。そういう制度自体がお かしいんだという話の中で、法律の明文にも 反していますし、違法給与だということを指 摘して、そのときに市の幹部と話をしたら、

からん、そんな答弁で納得できませんよ。

〇議長(中上良隆君)企画部長。

○企画部長(吉田長司君)平成11年からそう いう話が出ていて、できないのが事実でござ います。ただ、今現在そういうことで取り組 んでおります。そういうことと、めり張りを つけるのが目的じゃなしに、これは人材育成 ということで、給料下がった人がやる気をな くすということも防ぐこともこれは重要なこ とでございます。ということで、全体的にそ ういうことでめり張りをつけることによって 発揮できるような形で持っていかなければい けないということになりましたら、全員のあ る程度の理解というか、そういうものが必要 でございます。そういうことを踏まえた中で、 きょう、あしたというような形でできないと いうことを言っているわけでございます。と いうことで、主観でつけるんでしたら簡単で ございます。それで納得する方もおれば納得 しない方もおるということで、その辺のこと を十分考えた中でしていくということで、目 的は人材育成という観点からそういうことを やっていくということをご理解願いたいと思 います。

〇議長(中上良隆君) 4番 松浦君。

〇4番(松浦健次君)大変慈悲深いお話でしたけどね。10年間、気がついてまだやっていなかったと。しかも、今まで私が6月議会でも取り上げたときでも、まだいつになるかわかりませんと。これは市民は納得できますかね。やはり期限を切って何が何でもやり抜くんだという、それぐらいの決意はできないですか。自ら決めた規則を自ら破っておいて、それで法令を守りましょうと、冗談言っちゃいけませんよ。私はこれを読んでいて、こういう決意とか文書をつくるのが役所の生きがいになっているんじゃなかと、こない思いましたけどね。これじゃ話にならんのじゃないですか。

せめていついつまでにやると、政治的な決断 でやると、これは市長、言えないことですか ね。

○議長(中上良隆君) 暫時休憩いたします。 (午後2時17分 休憩)

(午後3時2分 再開)

○議長(中上良隆君)休憩前に引き続き会議 を開きます。

この際、お諮りいたします。

4番 松浦健次君から、先ほどの一般質問における発言について、一部不適切な発言があったので、会議規則第65条の規定により、その部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よって松浦健次君からの発言の取り消し申

し出を許可することに決しました。

日程に従い一般質問を行います。

答弁を求めます。

市長。

[市長(木下善之君)登壇]

〇市長(木下善之君)松浦議員の答弁を保留 しておりましたが、それでは答弁をさせてい ただきます。

人事の育成制度の構築でありますが、20年3月に終わるということを踏まえまして、20年4月より人事評価制度の試行を行ってまいりたいと考えておるわけでございまして、21年4月より段階的に管理職をまず取り組んでいきたいと考えておるわけでございまして、一般職につきましては、それぞれ管理職の状況を見ながら、組合との合意形成もございますし、できるだけ速やかに進めてまいりたい、そういうことであります。

以上でございます。

〇議長(中上良隆君) 4番 松浦君。

○4番(松浦健次君)なかなか考えられた答 弁だとは思いますけども、今まで約10年間経 過していると。その間、遅々として進まなか った一つの大きな事業ですけどね。市長、今 言われたことについては、物理的に今から始 めるんだったら、それはもうやむを得ないと。 今から始めるということに、ものすごい私は 大きな不満はあるんですけどね。今までほっ といて、ほっとくに近いような状態であって、 今こういう問題で頑張るよと言われても、私 としても100%信じるというわけにはいかな いんです。しかし、物理的に試行も必要とい うか、そういうことを考えれば、今の市長の 答弁を嫌ですけども受け入れざるを得ないと。 これはもう一言言わせてもらえば、ラスパイ レス指数、これは橋本市職員は100より以下だ と、給料は高くないということが広報されて いるんですけども、実質的に自動的にこうい う勤勉手当を与えるのであれば、100%それを ラスパイレス指数に入れれば百十二、三にな る、高給になる、それを隠すためにやったん じゃないかという私は懸念もあるんですけど ね。それはそれとして、今までのことを猛省、 猛反省していただきまして、一刻も早いめり 張りのついた人事考課をつくっていただいて、 橋本市の組織の活性化・効率化に大いに奮闘 していただきたいと思います。

企画部長、答弁お願いします。決意のほど を。

- 〇議長(中上良隆君)企画部長。
- **○企画部長(吉田長司君)**先ほどの答弁で市 長が申されたスケジュールということもござ います。それで、現在そういうことで人材育 成のプランを進めてございますので、そうい う形で進めたいというふうに考えております。
- 〇議長(中上良隆君) 4番 松浦君。
- ○4番(松浦健次君)ありがとうございまし

た。終わります。

○議長(中上良隆君)これをもって、4番 松 浦君の一般質問は終わりました。